

# SUBARU

## グリーン調達ガイドライン



2008年6月

# 目 次

I. はじめに .....	1頁
II. 基本理念 .....	2～4頁
1. 企業理念	
2. 企業行動規範	
3. CSR(※1)方針	
4. 環境方針	
5. 調達基本方針とグリーン調達の定義	
III. お願い事項の概要 .....	5頁
お取引先様へのお願い事項	
IV. 環境マネジメントの充実と強化 .....	6～9頁
1. 環境マネジメントシステムの構築	
2. SUBARUへ納入される製品・材料の環境負荷物質削減管理	
3. 物流におけるCO2排出量の削減と梱包包装資材の低減	
4. お取引先様の事業活動に関わる環境取り組み	
用語集 .....	10頁
問い合わせ先 .....	11頁

## I. はじめに

地球温暖化による世界規模での環境問題がますます懸念されています。環境と企業活動を両立させて、持続可能な社会を実現し自然と調和した社会を子孫に残していくことが企業の社会的責任です。

私たちスバルは、現在、「第4次環境ボランタリープラン(2007年から2011年迄のスバル環境保全自主取組計画)」に取り組んでいます。よりクリーンな商品を、クリーンな工場から、クリーンな物流により、クリーンな販売店を通してお客様にお届けし、商品で社会に貢献することを目指しています。今春には、低燃費で環境にやさしい世界初のボクサーディーゼルエンジンを欧州で新発売し、「環境の走り」としても前進を続けています。

このたび「グリーン調達ガイドライン」の改定をしますが、欧州をはじめとした燃費、EU-ELV指令(※2)やREACH規制など新たな局面のなかで、さらに積極的に環境問題への対応をしていきます。そして、SIA(SUBARU of INDIANA AUTOMOTIVE INC)を含めたスバルグループとしての活動も強化していきます。

「グリーン調達」さらには「スバルらしさと地球環境との融合」の実現には、皆様お取引先のご理解とご協力なしには実現できません。スバルは皆様とともにこの活動を推進していきたいと思えます。是非とも「ご理解とご協力」を賜りますようお願い申し上げます。

2008年6月

スバル購買本部 常務執行役員 石原 卓

## II. 基本理念

### 1. 企業理念

- (1). 私たちは常に先進の技術の創造に努め、お客様に喜ばれる高品質で個性のある商品を提供します。
- (2). 私たちは常に人・社会・環境の調和を目指し、豊かな社会づくりに貢献します。
- (3). 私たちは常に未来をみつめ国際的な視野に立ち、進取の気性に富んだ活力ある企業を目指します。

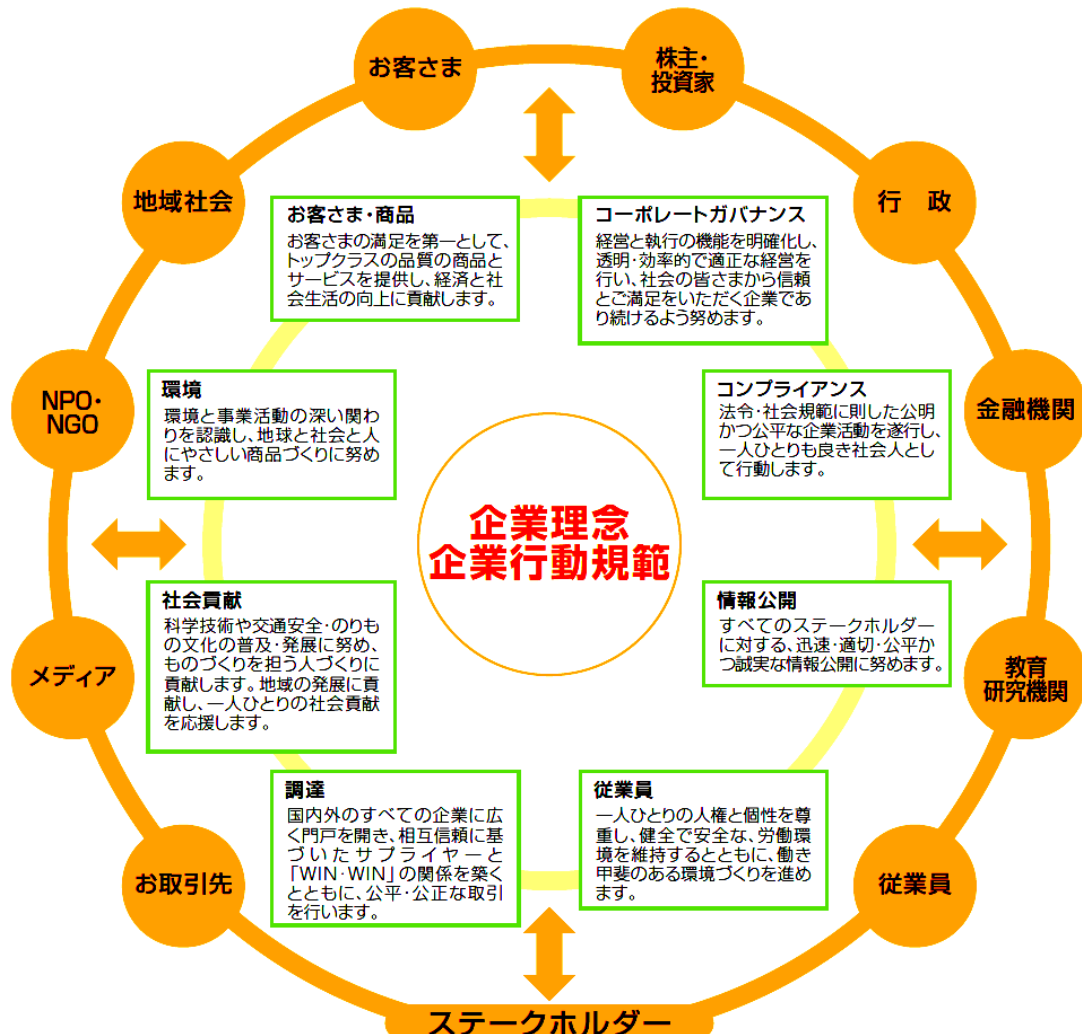
### 2. 企業行動規範

- (1). 私たちは、環境と安全に十分配慮して行動するとともに、創造的な商品とサービスを開発、提供します。
- (2). 私たちは、一人ひとりの人権と個性を尊重します。
- (3). 私たちは、社会との調和をはかり、豊かな社会づくりに貢献します。
- (4). 私たちは、社会的規範を順守し、公明かつ公正に行動します。
- (5). 私たちは、国際的な視野に立ち、国際社会との調和を図るよう努めます。

### 3. CSR方針

SUBARUは、CSR(企業の社会的責任)とは企業理念の反映であり、企業活動そのものであるととらえ、「企業理念」がすなわち「CSR方針」であると考えています。  
この企業理念に基づき、企業行動規範を定め、CSR活動に取り組んでいます。

(社会・環境報告書による)



## 4. 環境方針

### (1). 環境方針

常に環境と事業活動の深い関わりを認識し、地球と社会と人にやさしい商品と環境づくりに努め、豊かな未来の実現を目指します。

### (2). 環境保全の運営基準

- ①商品の開発・設計・製造・販売・サービス・廃棄など各段階における環境への影響を考慮して、積極的な環境保全に努めます。
- ②関連する法規制・地域協定・業界規範を遵守すると共に、環境上の目的・目標を定めて自主的な活動に取組みます。
- ③「継続的な改善と汚染の未然防止」が重要である事を認識し、一人一人が自覚と責任を持って行動します。
- ④環境に関し、階層・職種に応じた教育を推進し、環境意識の定着を図ります。
- ⑤計画的な監査・診断を実施し、環境保全活動のさらなる向上を図ります。
- ⑥社会の一員として、地域や社会との交流を図るとともに、環境保全活動に積極的に協力します。

## 5. 調達基本方針とグリーン調達の定義・範囲

### (1). 調達基本方針

#### ①コンプライアンス&グリーン調達

私たちは、人・社会・環境の調和を目指した調達活動を行い、法令・社会規範の遵守と環境保全に配慮した取引に努めます。

#### ②ベストパートナーシップの構築

私たちは、信義誠実の原則に従った相互信頼の取引関係を基本として、お取引先様と「WIN-WIN」の関係を築いていきます。

#### ③フェアでオープンな調達先の選定

お取引先様の選定にあたっては、国内外全ての企業に広く門戸を開き、常に公平・公正を期すとともに、品質・コスト・納入・技術開発・マネジメント・環境(QCDDME)の6つの視点から最も優れた物品・サービスの調達に努めます。

### (2). グリーン調達の定義

#### ①グリーン調達の定義

グリーン調達とは、環境にやさしいお取引先様 から、環境にやさしい部品・材料を調達すること。

#### ②用語の定義

- 1) 環境にやさしいお取引先様  
環境マネジメントシステムが構築されているお取引先様。
- 2) 環境にやさしい部品・材料  
指定する禁止物質を使用していない部品・材料。  
又は環境負荷軽減に配慮した部品・材料。

### (3). グリーン調達の適用時期・適用対象範囲

#### ①適用時期

2008年より、本ガイドラインに基づき新たな運用を開始致します。

#### ②適用対象範囲

- 1) 完成車を構成(もしくは付着)する部品/材料(直材及び準直材)及び、工場用消耗品、設備、工事、清掃、造園、物流等の非直材(間材)関係のお取引先様も適用対象と致します。
- 2) SIAのお取引先様にも適用を開始致します。  
詳細につきましては第三章、第四章をご参照下さい。

## Ⅲ. お願い事項の概要

### お取引先様へのお願い事項

(1) ISO14001の認証取得を基本としたEMS構築

- ・全てのお取引先様を対象と致しますが、直材/準直材のお取引先様は必須です。  
具体的な活動の進め方につきましては第IV章をご参照下さい。

(2) 境負荷物質の削減管理

- ・全てのお取引先様を対象と致します。(直材/準直材のお取引先様及び工場用消耗品、設備、工事、清掃、造園、物流のお取引先様も必須です)  
具体的な活動の進め方につきましては第IV章をご参照下さい。

(3) 環境負荷物質データの管理と提出

- ・直材/準直材につきましては、SUBARUからの個別依頼(出図時)に基づきIMDS(※3)への入力をお願い致します。
- ・工場用消耗品につきましては、MSDS(※4)の提出をお願い致します。  
日本はPRTR(※5)法、米国はTRI(※6)に基づきご対応下さい。

(4) 化学物質管理について

- ・直材/準直材については、従来の「環境負荷物質の削減取り組み基準」をGADSL(※7)をベースに見直しを行い「車両を構成する部品・材料適用 化学物質管理リスト」に変更致しました。

(5) サプライチェーンについて

- ・1次お取引先様は2次、3次以降のお取引先様のマネジメントをお願い致します。

尚、本事項の詳細につきましては第IV章をご参照下さい。

## IV. 環境マネジメントの充実と強化

SUBARUはお取引先様に、法令の遵守、社会規範の尊重、環境への配慮に基づき、良いものを、安く、タイムリーに、安定的な供給を期待しております。常にSUBARUの製品を購入されるお客様の視点に立った製品開発や物作りをお願い致します。環境面に対する活動としましては下表(表1)の取り組みをお願い致します。尚、業種毎にお願い事項が異なりますので表1の適用範囲一覧によりご対応をお願い致します。お取引先様の環境保全へのお取り組みを「体制」と「部品・材料」の2つの観点から評価し、これらの評価をお取引先様の評価基準の1つとしていきます。

(表1) 環境取組依頼事項と対象お取引先様の業種一覧

● : 取り組み対象

環境取組事項	環境マネジメントシステムの構築	スバルへ納入される部品・材料の環境負荷物質削減管理			工場で使用される原材料及び副資材の環境負荷物質管理	物流におけるCO2排出量削減と梱包包装資材の削減		お取引先様の事業活動に関わる環境取り組み
		車両を構成する部品・材料				スバルからの委託物流	お取引先様の納入物流	
		4SOCの使用禁止	4SOC以外の物質管理	リサイクル可能率の管理				
		対象となるお取引先様の業種						
量産部品/量産材料(直材)	●	●	●	●			●	●
副資材(準直材) 注1)	●	●	●	●	●		●	●
工場用消耗品・設備・工事・清掃・造園・構内常駐 注2) 注3)	(●)				(●)			(●)
物流 注3)	(●)					(●)		(●)

注1) 間材扱いであるが完成車を構成(もしくは付着する)する部品、材料(オイル、フロンガス、接着剤、ペイントマーカーなど)

注2) 上記注1)以外の間材(生産工場で使用されるが完成車に付かないもの)

注3) (●)については一部のお取引先様に依頼します

## 1. 環境マネジメントシステムの構築

ISO14001外部認証取得を基本とした環境マネジメントシステムの構築をお願い致します。但し、認証取得が困難な場合は以下のものについても環境マネジメントシステムを構築したとみなしますが、引き続きISO14001の認証取得に向けた努力をお願い致します。

- ① 「エコアクション21」認証を取得
- ② SUBARU指定の自主診断(注1)に合格

(注1)マネジメントシステム自主診断報告書の「はい」又は、「該当なし」の数が全41項目中、36項目以上のお取引先様は、自主診断合格と致します。  
尚、自主診断合格のお取引先様には、お問い合わせや監査を実施することがあります。また、外部認証取得に向けた継続活動をお願い致します。

### (1). 環境責任者の登録

お取引先様との環境取組みの窓口として環境責任者を登録して頂きます。環境責任者の方を通じてSUBARUとお取引先様の環境活動を推進してまいります。  
環境責任者の方は「環境責任者登録票」をご提出下さい。  
尚、本票は次頁の表2に従い環境責任者の方が交替された都度ご提出下さい。

### (2). 環境マネジメントシステム構築状況報告のお願い

環境マネジメントシステムの構築状況を毎年4月にご報告下さい。ご報告の際には、環境マネジメントシステムの構築状況に応じて、以下①～③いずれかの資料を表2に基づきご提出頂きます。

- ①すでにISO14001等の外部認証を取得済のお取引先様は、  
「環境マネジメントシステムに関する報告書」をご提出下さい。
- ②ISO14001等の外部認証を取得予定のお取引先様は、  
「環境マネジメントシステムに関する報告書」のご提出にて取得計画をご報告頂き、併せて「環境マネジメントシステム自主診断報告書」をご提出下さい。  
尚、外部認証取得時点で、「環境マネジメントシステムに関する報告書」を再提出して外部認証取得をご報告下さい。
- ③上記①、②に該当しないお取引先様は、「環境マネジメントシステム自主診断報告書」をご提出下さい。  
合わせて早期の外部認証取得に向けた継続活動をお願い致します。

SIAのお取引先様及び工場用消耗品、設備、工事、清掃、造園、物流のお取引先様との具体的な活動の進め方につきましては別途ご案内致します。

## 2. SUBARUへ納入される製品・材料の環境負荷物質削減管理

前提として法規遵守をお願い致します。その上で業界規範や自主規制対応へのご協力をお願い致します。SUBARUは、完成車を構成(もしくは付着)する部品・材料に含有する物質の中で「環境の負荷が大きいと考えられる物質」SOC(※8)を「車両を構成する部品・材料適用化学物質管理リスト」に示しますので、対象物質の分類に応じた管理報告をお願い致します。

SUBARUに納品して頂く部品・材料の全てを対象として、同リストで指定する「使用禁止物質」が含まれていないことが、お取引の必須条件となります。納入いただいた部品に使用の禁止された物質が含まれていた場合は、取引の見直しを検討する場合がございますのでご了承下さい。使用禁止、削減管理対象物質の詳細につきましては以下をご参照下さい。

(表2) SUBARUへの提出書類及び提出時期

●: 提出を依頼

提出書類  対象となるお取引先様の業種		環境責任者登録票(添付資料①)	環境マネジメント報告書(添付資料②)	主環境マネジメント報告書(添付資料③)	EU-ELV指令 環境負荷物質 使用禁止に関する適合確認書(関連資料④)	(IMDSへの入力) 材料データ
量産部品/量産材料 (直材)	ISO14001認証取得済	●	●		●	●
	ISO14001認証取得予定あり	●	●	●	●	●
	ISO14001認証取得予定なし	●		●	●	●
副資材(準直材)	ISO14001認証取得済	●	●		●	●
	ISO14001認証取得予定あり	●	●	●	●	●
	ISO14001認証取得予定なし	●		●	●	●
工場用消耗品・設備・工事・清掃・造園・構内常駐 注1)		(●)	(●)	(●)		
物流 注1)		(●)	(●)	(●)		
提出時期		毎年4月度及び変更	毎年4月	毎年4月	個別依頼時	個別依頼時

注1) (●)については一部のお取引先様に依頼します

### (1). 4SOC(鉛、6価クロム、水銀、カドミウム)の廃止

SUBARUはEU-ELV指令で使用が禁止されている4SOCの廃止を推進しております。法規制が適用されていない国内外の各地域においてもEU-ELV指令に準じた4SOCの早期廃止を推進しております。

尚、SUBARUより依頼がありましたらお取引先様の部品/材料につきまして4SOCを使用していない旨「EU-ELV指令 環境負荷物質 使用禁止に関する適合確認書」をご提出いただきます。提出要領につきましては上表(表2)をご参照下さい。

## (2). 4SOC以外の環境負荷物質の削減

「車両を構成する部品・材料適用 化学物質管理リスト」に掲載の環境負荷物質については使用禁止や削減を進めております。本ガイドラインにより、環境負荷物質の管理徹底及び継続的な削減、車室内VOC(※9)低減の推進だけではなく、リサイクル可能率向上に向けたリサイクル配慮設計の推進、CO2を含めた環境負荷の低減等、環境への負荷や資源の有効活用等の取り組みをお願い致します。

## (3). IMDSへの入力

SUBARUが個別依頼する部品・材料については、すみやかにIMDSへの入力をお願い致します。IMDS入力方法につきましては「IMDS入力ガイド」をご参照下さい。尚、リサイクル可能率の管理や環境負荷物質管理、REACH対応の為にIMDSへの入力は必須ですので、個別依頼に基づき必ずIMDSへのインプットをお願い致します。

## (4). EU-REACH規則(※10)への対応(欧州向けの原材料、製品)

REACH規則につきましてはREACHガイドラインをご参照下さい。

## (5). 工場で使用する原材料及び副資材の環境負荷物質管理

SUBARUは法令遵守は勿論のこと、生産工程を含め工場内で使用する環境負荷物質の自主的な廃止、削減を推進しております。SUBARUの生産工場で使用される原材料、副資材、設備を納入されるお取引先様や工事、清掃、造園を請け負うお取引先様は納入または持ち込みされる材料につきましてはMSDSの提出をお願い致します。日本はPRTR法、米国はTRIに基づきご対応下さい。

## (6). グループ会社への環境負荷物質削減活動の支援

お取引先様がグローバルな展開をされている場合は、グループ会社間で体制の整った会社様よりグリーン調達活動の推進支援をお願い致します。

### 3. 物流におけるCO2排出量の削減と梱包包装資材の低減

SUBARUは他社と連携を取ることで輸送効率を向上させておりますが、更なるCO2削減を目指し、物流におけるCO2排出量の低減に積極的に取り組んでいきます。また、梱包、包装資材の低減も併せて推進しております。SUBARUに直納されているお取引先様はもとより、SUBARUからの物流委託を受けているお取引先様におかれましても取り組みをお願い致します。

### 4. お取引先様の事業活動に関わる環境取り組み

SUBARUはグリーン調達活動の一環として各種の環境改善に取り組んでおります。SUBARUのお取引先様におかれましても事業活動における積極的な環境改善活動の推進をお願い致します。

#### (1). 法令の遵守

お取引先様の事業活動におかれまます環境関連法令の遵守をお願い致します。

#### (2). 環境パフォーマンスの向上

お取引先様の事業活動におかれまます以下の環境パフォーマンス向上の取り組みをお願い致します。

- ①CO2排出量の低減
- ②VOC排出量の低減
- ③PRTRやTRIの対象物質排出量の低減
- ④廃棄物発生量の低減
- ⑤リサイクル可能率向上に向けたリサイクル配慮設計の推進

またSUBARUはCSR活動の一環としてコンプライアンスとリスクマネジメントに取り組んでおります。お取引先様におかれましてもご協力下さいますようお願い致します。

## 用語集

- ※1 CSR: Corporate Social Responsibility 【企業の社会的責任】
  
- ※2 ELV指令: End of Life Vehicles  
【欧州の廃車指令(鉛、6価クロム、水銀、カドミウムの使用規制)】
  
- ※3 IMDS: International Material Data System  
【EU指令対応の為に、日米欧の自動車業界で運営するインターネットを用いた物質情報収集システム】
  
- ※4 MSDS: Material Safety Data Sheet  
【化学物質安全性データシート・製品安全データシート  
(化学物質が含まれる原材料などを安全に取り扱うために  
必要な情報を記載したもの)】
  
- ※5 PRTR: Pollutant Release and Transfer Register 【環境汚染物質の排出・移動登録】
  
- ※6 TRI: Toxic Release Inventory 【有毒物リスト(米国規制)】
  
- ※7 GADSL: Global Automotive Declarable Substance List  
【日米欧の自動車・化学業界が作成する管理物質  
(世界中の法規制で禁止・管理された物質)リスト】
  
- ※8 SOC: Substances of Concern 【環境負荷物質】
  
- ※9 VOC: Volatile Organic Compounds 【揮発性有機化合物】
  
- ※10 REACH: The Registration, Evaluation, and Restriction of Chemicals  
【化学品の登録、評価、認可および制限に関する規則】

## 問い合わせ先

お問い合わせは封書で下記までお願い致します。

〒373-8555

群馬県太田市スバル町1-1

富士重工業(株) 購買企画部 業務課 グリーン調達ガイドライン担当 宛

ご氏名、ご連絡先、具体的な問合せ内容をお書き添え下さい。

本ガイドラインの内容は、法規制や社内規定等の改定により、見直す場合があります。

発行部署  
富士重工業株式会社  
スバル購買本部 購買企画部  
総務部 CSR・環境推進室  
SUBARU of INDIANA AUTOMOTIVE INC.

発行  
2008年6月